

兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月31日

兵庫県監査委員

藤田 孝 夫
藤川 泰 延
山本 亮 三
黒田 一 美

平成26年度 包括外部監査結果報告書

＜テーマ＞

県が所管する社会福祉法人の
財務事務の執行及びその指導監査について

兵庫県包括外部監査人
公認会計士 坂井 浩史

目 次

第 1 章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	6
II. 選定した特定の事件（テーマ）	6
III. 事件を選定した理由	6
IV. 監査の対象期間	7
V. 監査の着眼点及び実施した手続	8
VI. 監査対象法人の選定方法、監査の概要	10
VII. 監査の実施期間及び補助者	12
1. 監査の実施期間	12
2. 補助者	12
VIII. 利害関係	12

第 2 章 社会福祉法人制度の概要

I. 社会福祉法人とは	13
1. 定義	13
2. 事業の内容	13
II. 社会福祉法人制度の変遷	27
III. 社会福祉法人の所轄庁	29
IV. 社会福祉法人に対する規制と優遇措置	29
1. 社会福祉法人に対する規制	29
2. 社会福祉法人に対する優遇措置	32
V. 県が所管する社会福祉法人	36
1. 所管法人数の推移	36
2. 所管法人の財務諸表数値	41
VI. 新しい社会福祉法人会計基準の概要	50
1. 新しい社会福祉法人会計基準を作成した背景と目的	50
2. 新基準の基本的な考え方	50
3. 適用時期	50
4. 旧基準からの主な変更点	50

第3章 社会福祉法人に対する県の指導監査の概要

I. 社会福祉法人に対する指導監督等の手法	52
II. 社会福祉法人に対する指導監査	54
1. 目的.....	54
2. 法人指導監査の根拠.....	54
3. 法人指導監査の種類と頻度.....	54
4. 法人指導監査の実施内容.....	56
5. 法人指導監査と施設等の指導監査.....	60
6. 法人指導監査の結果.....	62
7. 法人指導監査の権限.....	63

第4章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評	67
1. 県の外郭団体である社会福祉法人.....	67
2. 民間社会福祉法人.....	67
3. 県の指導監査.....	68
II. 指摘事項及び意見の総括	69
1. コーポレートガバナンスについて.....	69
2. 社会福祉法人の財務事務の執行について.....	78
3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について.....	95
III. 県の外郭団体である社会福祉法人に対する指摘事項及び意見	117
〔1〕 <u>社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団</u>	117
〔2〕 <u>社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会</u>	131
IV. 民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見	144
〔1〕 <u>社会福祉法人 A</u>	144
〔2〕 <u>社会福祉法人 B</u>	146
〔3〕 <u>社会福祉法人 C</u>	149
〔4〕 <u>社会福祉法人 D</u>	155
〔5〕 <u>社会福祉法人 E</u>	160
〔6〕 <u>社会福祉法人 F</u>	166

[7]	社会福祉法人 G	169
[8]	社会福祉法人 H	172
[9]	社会福祉法人 I	174
[10]	社会福祉法人 J	178
[11]	社会福祉法人 K	182
[12]	社会福祉法人 L	184
別 添 ①	指摘事項及び意見のまとめ	186
別 添 ②	兵庫県社会福祉法人指導監査チェックリスト	196

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

「県が所管する社会福祉法人の財務事務の執行及びその指導監査について」

III. 事件を選定した理由

社会福祉法人は、高齢者・障害者・児童等の要援護者に対する福祉サービスを提供する目的で設立を認可された極めて公益性の高い法人であり、税制優遇措置や補助金の交付を受ける一方で、所轄庁の指導監督等による強い公的規制を受けることとされている。社会福祉法人の行う事業が都道府県又は市の区域内の場合は、都道府県知事又は市長が認可・指導監査等を実施するとされており、兵庫県（以下「県」という。）では、平成26年4月1日現在334の社会福祉法人を所管し、指導監査の対象としている。なお、県の平成26年度一般会計予算約2兆円のうち、社会福祉関連予算である民生費は約2千8百億円（約14%）^(※1)であり、県政において、重要な位置付けとなっていると考えられる。

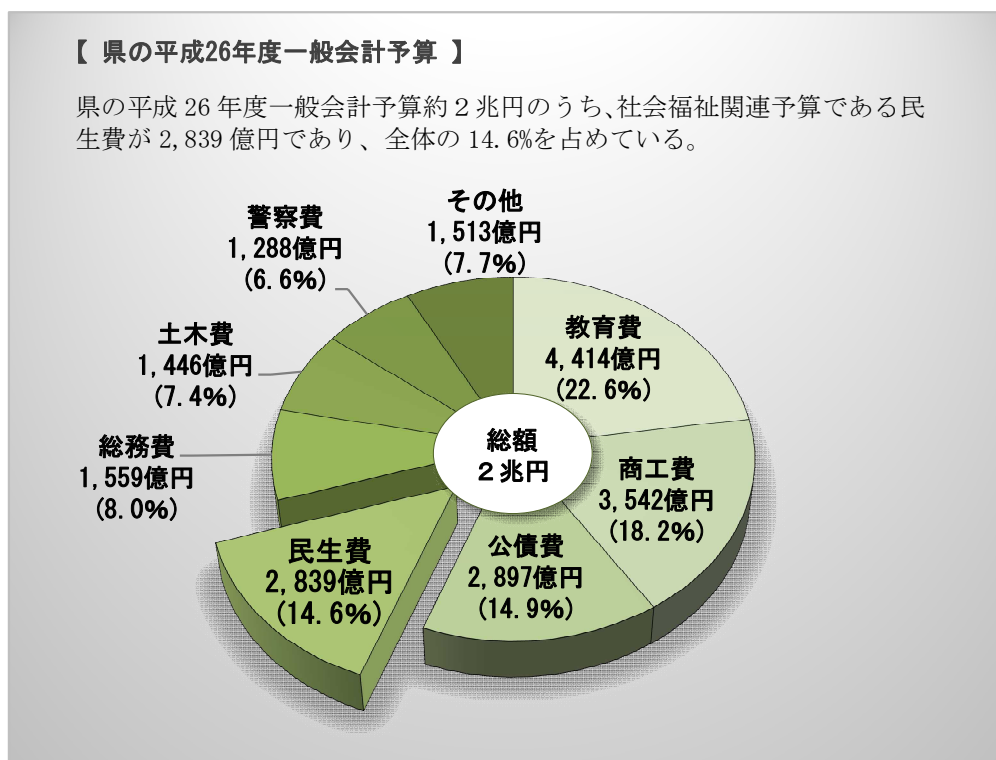
また、平成12年3月10日付で、厚生省老人保健福祉局長が、都道府県知事に発出した「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（最終改正：平成26年6月30日）によると、「事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、（省略）健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。」とされているが、県が所管する社会福祉法人334法人の財務諸表数値を単純合算すると、**内部留保^(※2)は約1千6百億円、運用財産^(※3)は約1千億円となっている。**厚生労働省が平成26年10月20日付で社会保障審議会福祉部会に示した社会福祉法人改革案では、内部留保のうちの余裕財産を明確化し、これを福祉サービスや地域公益活動に再投下するよう義務づける他、内部留保からの実質的配当とみなされる高額な役員報酬について一定の制限を行うため、役員報酬基準を設定する方針が示されている。**今後、社会福祉法人が国の指針や県の方針に沿って、どのような対策をとるかについては県民にとって重要な関心事である。**

さらに、平成23年7月に社会福祉法人の新しい会計基準が制定され、**平成27年度には全ての法人が新基準に移行することになっており、社会福祉法人にとって新会計基準に対応することは重要な課題となっている。**

これらのことから、「**県が所管する社会福祉法人の財務事務の執行及びその指導監査について**」をテーマとして、社会福祉法人の財務事務に関し、**資産及び負債や資金**

収支及び事業活動収支を適切に把握し、それらを基にして財務諸表を作成し、県に報告しているか、**社会福祉法人の新しい会計基準**に適切に対応しているか、**コーポレートガバナンス**は適切に機能しているかという観点、内部留保の活用方針を含む社会福祉法人に対する**県の指導監査が、効果的かつ効率的**に実施されているかという観点から、指摘並びに意見をすることは、大きな意義があると考えられるため、特定の事件として選定した。

(※1) 県の平成26年度一般会計予算の内訳



(※2) 内部留保

本報告書上、内部留保とは、貸借対照表「純資産の部」の「その他の積立金」と「次期繰越活動増減差額」の合計とする。

(※3) 運用財産

本報告書上、運用財産とは、貸借対照表「資産の部」の「現金預金」と「積立資産」と「有価証券（投資有価証券を含む）」の合計とする。

なお、文中の内部留保と運用財産は、県が所管する社会福祉法人334法人の平成25年度財務諸表等を県から入手し、包括外部監査人が集計した金額である（41頁～49頁参照）。

IV. 監査の対象期間

原則として平成25年度（必要に応じて、平成24年度以前の各年度及び平成26年度についても対象とした。）。

V. 監査の着眼点及び実施した手続

監査の着眼点及び実施した手続は以下のとおりである。

着 眼 点 (1)	県が所管する社会福祉法人は、法人全体あるいは事業・拠点・サービス区分別の 資産及び負債 や 資金収支及び事業活動収支 を適切に把握し、それらを基にして財務諸表を作成し、県に報告しているか。
監 査 手 続	<p>(1) 社会福祉法人の貸借対照表に計上されている主な資産及び負債と、各種管理台帳やその根拠資料（契約書類、金融機関からの残高証明書、滞留債権債務のリストアップ資料等）をサンプリングにより照合し、資産及び負債が適切に把握されているかを確認する。</p> <p>(2) 社会福祉法人の資金収支計算書及び事業活動計算書に計上されている主な収支と、各種管理資料（介護報酬請求書類、組織図、給与台帳等）をサンプリングにより照合し、資金収支及び事業活動収支が事業・拠点・サービス区分別に適切に把握されているかを確認する。また、共通支出及び費用の配分方法について、経理責任者等に質問し、財務諸表上の実際の配分計算を確かめることにより、共通支出及び費用の配分が合理的に行われているかを確認する。</p>

(注) 上記手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施する監査手続とは異なるものである。従って、本報告書は、社会福祉法人の財務諸表等のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

着 眼 点 (2)	県が所管する社会福祉法人は、 社会福祉法人の新しい会計基準 に適切に対応しているか。
監 査 手 続	<p>(1) 新会計基準移行済みの法人については、新しく導入された会計処理（1年基準、金融商品の時価会計、リース取引の会計処理、退職給付会計、固定資産の減損会計、税効果会計等）や注記項目（関連当事者との取引の内容等）のワークシートとその根拠資料（金銭消費貸借契約やリース契約等の契約書類、時価報告書等）を照合し、当該会計処理が適切に行われているかを確認する。</p> <p>(2) 新会計基準移行未済の法人については、移行までの準備状況を確認する。</p>

(注) 上記手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施する監査手続とは異なるものである。従って、本報告書は、社会福祉法人の財務諸表等のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

着 眼 点 (3)	県が所管する社会福祉法人の コーポレートガバナンス ^(注) は適切に機能しているか。
監 査 手 続	<p>(1) 法人の理事会議事録、評議員会議事録等を閲覧し、理事会、評議員会等が、適法・適切に開催されているかを確認する。</p> <p>(2) 理事、監事、評議員の選任関係書類（名簿、履歴書、委嘱状控え、承諾書等）を閲覧し、それらの選任手続が、適法・適切に行われているかを確認する。</p> <p>(3) 重要な契約に関する業者選定に関する決裁書、契約書等を閲覧し、業者選定手続が、法人規程等に基づき適切に行われているかを確認する。</p>

(注) 本報告書上、コーポレートガバナンスは、「社会福祉法人が、適正な法人経営を確保することによって、社会からの役割期待に応えるための統治の仕組み」のことを意味する。

着 眼 点 (4)	社会福祉法人に対する 県の指導監査は、効果的かつ効率的 に実施されているか。
監 査 手 続	<p>(1) 県では、指導監査を実施するために必要な社会福祉法人の財務諸表を網羅的に入手し、財務内容を十分に把握した上で、監査対象法人を適切に選定しているかを確認する。</p> <p>(2) 県の法人指導監査における準備依頼資料一覧を閲覧し、また指導監査の本庁担当課である健康福祉部社会福祉課に法人往査や施設の現地視察の現状について質問等を行うことにより、効果的かつ効率的に指導監査を行う上で、今後どのような資料を追加依頼し、また指導監査の体制作りやスキルアップに向けて、どのような対応策が必要かを検討する。</p> <p>(3) 社会福祉法人の内部留保、役員報酬やファミリー企業の優遇等について、国の指針、県の方針等を踏まえた上で健康福祉部社会福祉課と協議し、県の法人指導監査がどう対処すべきかを検討する。</p> <p>(4) 県の法人指導監査における過去の指摘事項一覧表を閲覧し、健康福祉部社会福祉課に質問等を行うことにより、県が指摘事項の改善状況をどのように把握し、評価しているかを確認する。</p> <p>(5) 健康福祉部社会福祉課に質問等を行うことにより、県の法人指導監査では、県と社会福祉法人との取引（職員の派遣、補助金、資金貸付等）が、適法・適切に行われており、また、財務諸表に計上されていることをどのようにチェックしているかを確認する。</p>

VI. 監査対象法人^(注)の選定方法、監査の概要

県が所管する社会福祉法人 334 法人のうち、県の外郭団体である**兵庫県社会福祉事業団**と**兵庫県社会福祉協議会**については、県との関連性及び事業の特殊性により、包括外部監査の対象とする必要性があると判断し、候補として選定した。

また、それ以外の民間社会福祉法人 332 法人については、直接的に包括外部監査の監査対象とはならないが、理事長をはじめとした関係者へのヒアリング、各社会福祉法人が運営する施設の視察、会計帳簿を中心とした関係書類の閲覧等を通じて、民間社会福祉法人の財務事務の執行状況を把握する必要があると判断したことから、**財政及び収支規模の重要性**、県内を 10 地域（神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）に分け各地域内から本部の所在する法人を一法人ずつ選定するという**地域性に関する方針**、**新しい社会福祉法人会計基準を既に導入**している法人を出来る限り選定するという方針のもと、県の健康福祉部を通じて協力を依頼し、監査の受け入れ協力を表明された**民間社会福祉法人 12 法人**を選定した。その上で、選定した **14 法人**については、次頁のとおり、施設を訪問し、8 頁以下の着眼点（1）から（3）までに記載の監査手続を実施した。

なお、監査対象とした 14 法人の新会計基準への移行状況は以下のとおりである。

(注) 監査対象法人

包括外部監査において必要となる社会福祉法人の実態把握及び事例確認のために、県に対し関係する書類の提出を求めるとともに、社会福祉法人の了解を得て、実地による調査を行った。本報告書では、実地調査の対象となった法人を「監査対象法人」と呼ぶ。

【 監査対象とした 14 法人の新会計基準移行年度 】

新 会 計 基 準 移 行 年 度		
平成 24・25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
兵庫県社会福祉事業団	社会福祉法人 F	社会福祉法人 H
兵庫県社会福祉協議会	社会福祉法人 G	社会福祉法人 K
社会福祉法人 A		社会福祉法人 L
社会福祉法人 B		
社会福祉法人 C		
社会福祉法人 D		
社会福祉法人 E		
社会福祉法人 I		
社会福祉法人 J		

【 監査の実施状況 】

	監 査 日	社 会 福 祉 法 人 名	訪 問 し た 施 設 名
1	7月 24日	兵庫県社会福祉事業団	①万寿の家（特別養護老人ホーム）
	25日		②あけぼのの家（障害福祉サービス事業多機能型事業所）
	12月 18日		③リハビリテーション中央病院
2	7月 30日	社会福祉法人 H	①保育所
	31日		②特別養護老人ホーム 等
3	9月 4日	兵庫県社会福祉協議会	施設を有しないため、該当なし
	5日		（なお、包括外部監査は、兵庫県福祉センターで実施）
4	9月 8日	社会福祉法人 E	①特別養護老人ホーム
	9日		②ケアハウス 等
5	9月 18日	社会福祉法人 F	①障害者支援施設 等
	19日		
6	9月 22日	社会福祉法人 K	①特別養護老人ホーム
	26日		②ケアハウス 等
7	9月 26日	社会福祉法人 C	①特別養護老人ホーム
			②ケアハウス 等
8	9月 30日	社会福祉法人 D	①特別養護老人ホーム
	10月 1日		②老人デイサービス施設
9	9月 30日	社会福祉法人 G	①養護老人ホーム
	10月 1日		②特別養護老人ホーム 等
10	10月 3日	社会福祉法人 B	①特別養護老人ホーム
			②ケアハウス
11	10月 6日	社会福祉法人 I	①養護老人ホーム
	7日		②特別養護老人ホーム 等
12	10月 24日	社会福祉法人 L	①特別養護老人ホーム
			②老人デイサービスセンター 等
13	10月 31日	社会福祉法人 A	①特別養護老人ホーム
			②老人デイサービスセンター
14	11月 7日	社会福祉法人 J	① 別養護老人ホーム

（注）民間社会福祉法人の名称は、匿名（社会福祉法人A～L）による記載とした。（当該取り扱いとする理由は65頁に記載）

Ⅶ. 監査の実施期間及び補助者

1. 監査の実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 10 日まで

2. 補助者

公認会計士	井 堂 信 純
公認会計士	高 橋 潔 弘
公認会計士	岡 村 新 平
公認会計士	成 田 将 吾
公認会計士	山 本 耕 平
公認会計士	鎌 田 雄 貴

Ⅷ. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 本報告書の金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2章 社会福祉法人制度の概要

I. 社会福祉法人とは

1. 定義

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人をいう（法第22条）。

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業の経営の透明性の確保を図ることが求められている（法第24条）。

また、社会福祉法人は、非常に公共性の高い法人であることから、法では、法人の設立、運営等にあたって厳格な規定を定めているが（法第31条等）、その一方、国や地方公共団体による助成に関する規定を設け（法第58条等）、適正で安定した法人運営の確保を図っている。

2. 事業の内容

社会福祉法人が行う事業は、法の規定に基づき、社会福祉事業、公益事業及び収益事業に分けられる。なお、社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障のない限り、公益事業及び収益事業を行うことができる（法第26条）。

(1) 社会福祉事業

① 定義

社会福祉事業とは、法第2条第2項（**第一種社会福祉事業**）及び第3項（**第二種社会福祉事業**）に掲げられた事業をいう。

② 要件

社会福祉事業は、以下の要件を充足していることが求められている（社会福祉法人審査基準（以下「審査基準」という。）第1-1）。

【要件】

- 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- 社会福祉事業の経営は、法第3条（福祉サービスの基本的理念）、第4条（地域福祉の推進）及び第5条（福祉サービスの提供の原則）の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。

- 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。
- 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。
- 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

③ 第一種社会福祉事業（法第2条第2項）

ア. 経営主体

公共性が特に高く、経営適正を欠いた場合には利用者の人権保護の観点から問題が大きいことから、**確実公正な運営確保の必要性が高い事業**である。そのため、**行政又は社会福祉法人によって経営することが原則**（但し、都道府県知事等への届出が必要）であり（法第60条、第62条第1項）、その他の者が経営する場合には、都道府県知事等の許可が必要となる（法第62条第2項）。なお、個別法により、保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政及び社会福祉法人に限定されている。

イ. 事業内容

第一種社会福祉事業の事業内容は、次頁表のとおりである。

	項 目	名 称	個 別 法	内 容
1	生活保護法に規定する事業 (法第2条第2項第1号)	救護施設	生保第38条第2項	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
		更生施設	生保第38条第3項	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
		医療保護施設	生保第38条第4項	医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設
		授産施設	生保第38条第5項	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設
		宿所提供施設	生保第38条第6項	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設
2	児童福祉法に規定する事業 (法第2条第2項第2号)	乳児院	児福法第37条	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育することを目的とする施設
		母子生活支援施設	児福法第38条	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設
		児童養護施設	児福法第41条	乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設
		障害児入所施設	児福法第42条	障害児を入所させて、次のような支援を行うことを目的とする施設 (7) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与 (4) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療
		情緒障害児短期治療施設	児福法第43条の2	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設
		児童自立支援施設	児福法第44条	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設
3	老人福祉法に規定する事業 (法第2条第2項第3号)	養護老人ホーム	老福法第20条の4	65歳以上のものであって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを、市町村による措置に基づき入所させ、養護することを目的とする施設
		特別養護老人ホーム	老福法第20条の5	介護保険法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者又は生活保護法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者を入所させ、又は市町村による措置に基づき、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅において常時介護を受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められる65歳以上の者を入所させ、養護することを目的とする施設
		軽費老人ホーム	老福法第20条の6	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外のもの
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する事業 (法第2条第2項第4号)	障害者支援施設	障支法第5条の11	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
5	売春防止法に規定する事業 (法第2条第2項第6号)	婦人保護施設	売防法第36条	要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）を入所させて保護するための施設
6	その他の事業 (法第2条第2項第7号)	—	—	授産施設を運営する事業 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

④ 第二種社会福祉事業（法第 2 条第 3 項）

ア. 経営主体

事業の実施に伴い、弊害の恐れが比較的少なく、自主性と創意工夫を助長するため、**公的規制の必要性が低い事業**である。そのため、**経営主体の制限は原則としてなく**、全ての主体が届出をすることにより経営することが可能である（法第 69 条第 1 項）。

イ. 事業内容

第二種社会福祉事業の事業内容は、下表のとおりである。

項目	名称	個別法	内容
1	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる 事業 (法第 2 項第 3 項第 1 号)	—	—
2	児童福祉法に規定する 事業 (法第 2 条第 3 項第 2 号)	障害児通所支援事業	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を行う事業
	障害児相談支援事業	児童福祉法第 6 条の 2 第 6 項～8 項	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う事業
	児童自立生活援助事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項	義務教育を終了した児童であつて、里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所を解除されたもの等について、児童の自立を図るため、都道府県による措置に基づき、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う事業
	放課後児童健全育成事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項	小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業
	子育て短期支援事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項	保護者の疫病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の施設に入所させ、その者に必要な保護を行う事業
	乳児家庭全戸訪問事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項	一の市町村の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
	養育支援訪問事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項	厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対して、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

	項 目	名 称	個 別 法	内 容
2	児童福祉法に規定する事業 (法第2条第3項第2号)	地域子育て支援拠点事業	児福法 第6条の3 第6項	厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
		一時預かり事業	児福法 第6条の3 第7項	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
		小規模住居型児童養育事業	児福法 第6条の3 第8項	里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者の住居において養育を行う事業
3	児童福祉法に規定する施設 (法第2条第3項第2号)	助産施設	児福法 第36条	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設
		保育所	児福法 第39条	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設
		児童厚生施設	児福法 第40条	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設
		児童家庭支援センター	児福法 第44条の2	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、都道府県又は児童相談所長からの委託を受けて指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設
		児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	—	—
4	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事業 (法第2条第3項第3号)	母子家庭等日常生活支援事業	母寡法 第17条	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村による措置に基づき、その者の居宅における乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
		寡婦日常生活支援事業	母寡法 第33条	寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村の措置に基づき、その者につき、その者の居宅における食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
5	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する施設 (法第2条第3項第3号)	母子・父子福祉センター	母寡法 第39条第2項	無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設
		母子・父子休養ホーム	母寡法 第39条第3項	無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設
6	老人福祉法に規定する事業 (法第2条第3項第4号)	老人居宅介護等事業	老福法 第5条の2 第2項	市町村の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

	項目	名称	個別法	内容
6	老人福祉法 に規定する 事業 (法第2条第3項第4号)	老人デイサービス事業	老福法第5条の2第3項	市町村の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
		老人短期入所事業	老福法第5条の2第4項	市町村の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業
		小規模多機能型居宅介護事業	老福法第5条の2第5項	市町村の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業
		認知症対応型老人共同生活援助事業	老福法第5条の2第6項	市町村の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業
		複合型サービス福祉事業	老福法第5条の2第7項	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業
7	老人福祉法 に規定する 施設 (法第2条第3項第4号)	老人デイサービスセンター	老福法第20条の2の2	市町村の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設
		老人短期入所施設	老福法第20条の3	市町村の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設
		老人福祉センター	老福法第20条の7	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設

	項目	名称	個別法	内容
7	老人福祉法に規定する施設 (法第2条第3項第4号)	老人介護 支援 センター	老福祉 第20条の 7の2	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設
8	障害者総合支援法に規定する事業 (法第2条第3項第4号の2)	障害福祉サービス事業	障支法 第5条 第1～10項、 第12～15項	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業
		一般相談支援事業	障支法 第5条 第16～19項	基本相談支援及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のいずれも行いう事業
		特定相談支援事業	障支法 第5条 第16、20、21項	基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）のいずれも行いう事業
		移動支援事業	障支法 第5条第24項	障害者などが円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業
9	障害者総合支援法に規定する施設 (法第2条第3項第4号の2)	地域活動支援センター	障支法 第5条第25項	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設
		福祉ホーム	障支法 第5条第26項	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設
10	身体障害者福祉法に規定する事業 (法第2条第3項第5号)	身体障害者生活訓練等事業	身福祉 第4条の2 第1項	身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な訓練その他の援助を提供する事業
		手話通訳事業	身福祉 第4条の2 第2項	聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（聴覚障害者等）につき、手話通訳等に関する便宜を供与する事業
		介助犬訓練事業	身福祉 第4条の2 第3項	介助犬の訓練を行うとともに、肢体不自由者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業
		聴導犬訓練事業	身福祉 第4条の2 第3項	聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業
11	身体障害者福祉法に規定する事業 (法第2条第3項第5号)	身体障害者福祉センター	身福祉 第31条	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設
		補装具製作施設	身福祉 第32条	無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設
		盲導犬訓練施設	身福祉 第33条	無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設
		視聴覚障害者情報提供施設	身福祉 第34条	無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣等の便宜を供与する施設
		身体障害者の更生相談に应ずる事業	身福祉 第11条	—

	項 目	名 称	個 別 法	内 容
12	知的障害者福祉法 に規定する 事業 (法第2条第3項第6号)	知的障害者の更生相談に応ずる事業	知福法 第12条	地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、都道府県の福祉事務所長からの委託を受けて相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整等の援助を総合的に行う事業
13	生計困難者 のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる 事業 (法第2条第3項第8号)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易住宅を貸し付ける事業 ・宿泊所等を利用させる事業
14	生計困難者 のために、無料又は低額な料金を診療を行う 事業 (法第2条第3項第9号)	—	—	—
15	生計困難者 に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる 事業 (法第2条第3項第10号)	—	—	—
16	隣保事業 (法第2条第3項第11号)	—	—	隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金をこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの。
17	福祉サービス利用援助事業 (法第2条第3項第12号)	—	—	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業
18	社会福祉事業 に関する連絡又は助成を行う 事業 (法第2条第3項第13号)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡を行う事業 ・助成を行う事業

⑤ 適用除外（法第 2 条第 4 項）

次に掲げるものは、社会福祉事業としては取り扱われない。

- 更生保護事業法に規定する更生保護事業。
- 実施期間が 6 月（連絡助成事業にあつては 3 月）を超えない事業。
- 社団又は組合が行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの。
- 法第 2 条第 2 項各号の事業及び同条第 3 項第 1 号から第 9 号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者を入所させて保護を行うものにあつては 5 人、その他の者にあつては 20 人（政令で定める事業にあつては 10 人）に満たないもの。
- 社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成金額が毎年度 500 万円に満たないもの、又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度 50 に満たないもの。

(2) 公益事業**① 定義**

公益事業とは、社会福祉法人が**その経営する社会福祉事業に支障がない限り実施する、公益を目的とする事業**をいう（法第 26 条）。

② 要件

公益事業は、以下の要件を充足していることが求められている（審査基準第 1-2）。

【要件】

- 公益を目的とする事業であつて、社会福祉事業以外の事業であること。
- 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- 社会通念上は公益性が認められるものであつても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

③ 種類

次のような場合には、公益事業となる（社会福祉法人審査要領（以下「審査要領」という。）第1-2）。

- 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）。
- 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業。

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

- 有料老人ホームを経営する事業。
- 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業。
- 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業。

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

④ 事業の停止

所轄庁は、公益事業を行う社会福祉法人につき、次のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる（法第57条）。

- 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
- 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

(3) 収益事業**① 定義**

収益事業とは、社会福祉法人が**その経営する社会福祉事業に支障がない限り実施する、その収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業**をいう（法第 26 条）。

② 要件

収益事業は、以下の要件を充足していることが求められている（審査基準第 1-3）。

【要件】

- 法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第 2 条第 13 号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること（※）。
- 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、※は適用されないものであること。

③ 種類

下記の条件を満たす限り、収益事業には特別の制限はない。なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であるとされている（審査要領第1-3）。

【条件】

- 以下の事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるため、実施できない。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連営業。
 - ・ 高利な融資事業。
 - ・ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業。
- 以下の場合には、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」がある。
 - ・ 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合。
 - ・ 社会福祉事業と収益事業とが同一設備を使用して行われる場合。

④ 例外

次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないため、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はない（審査要領第1-3）。

- 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等。
- たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合。
- 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営营する場合。

⑤ 事業の停止

所轄庁は、収益事業を行う社会福祉法人につき、次のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる（法第 57 条）。

- 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
- 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

【 社会福祉法人が営む 3 事業 】

社会福祉法人が営む事業

社会福祉事業

◆ 第一種社会福祉事業

- 公共性が特に高く、経営適正を欠いた場合、利用者の人権擁護の観点から問題が大きいため、確実公正な運営確保の必要性が高い事業
- 経営主体は、行政又は社会福祉法人が原則（都道府県知事等への届出が必要。）であり、その他の者は、都道府県知事等の許可が必要

(例)

生活保護法に規定する救護施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム等

◆ 第二種社会福祉事業

- 事業の実施に伴い、弊害の恐れが比較的少なく、自主性と創意工夫を助長するため、公的規制の必要性が低い事業
- 経営主体に関する制限は原則なく、全ての主体が届出により経営が可能

(例)

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等

公益事業

◆ 社会福祉と関係のある公益を目的とする事業

- 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない
- その収益は社会福祉事業又は公益事業に充てなければならない

(例)

有料老人ホームの経営等

収益事業

◆ その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする事業

- 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない
- 事業の種類に特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でない

(例)

貸ビルの経営、駐車場の経営、公共的な施設内の売店の経営等

(県より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成)

Ⅱ. 社会福祉法人制度の変遷

我が国における社会福祉法人制度は、1951年に制定された「**社会福祉事業法**」（現在の「社会福祉法」）により創設された。第2次世界大戦前においては、1929年に制定された「救護法」、1938年に制定された「社会事業法」などが存在していたが、国による救貧施策は限定的で不十分なものであり、それを補完していたのは民間篤志家や慈善事業家であった。

第2次世界大戦後、我が国は、戦争による傷病者、行き場のない戦災孤児、海外からの引揚者等の激増という極めて厳しい状況に直面し、国家の責任として当該状況へ対応することが急務であったが、戦後の混乱の中で行政の資源は不足していたことから、民間資源の活用を図ることが必要となった。

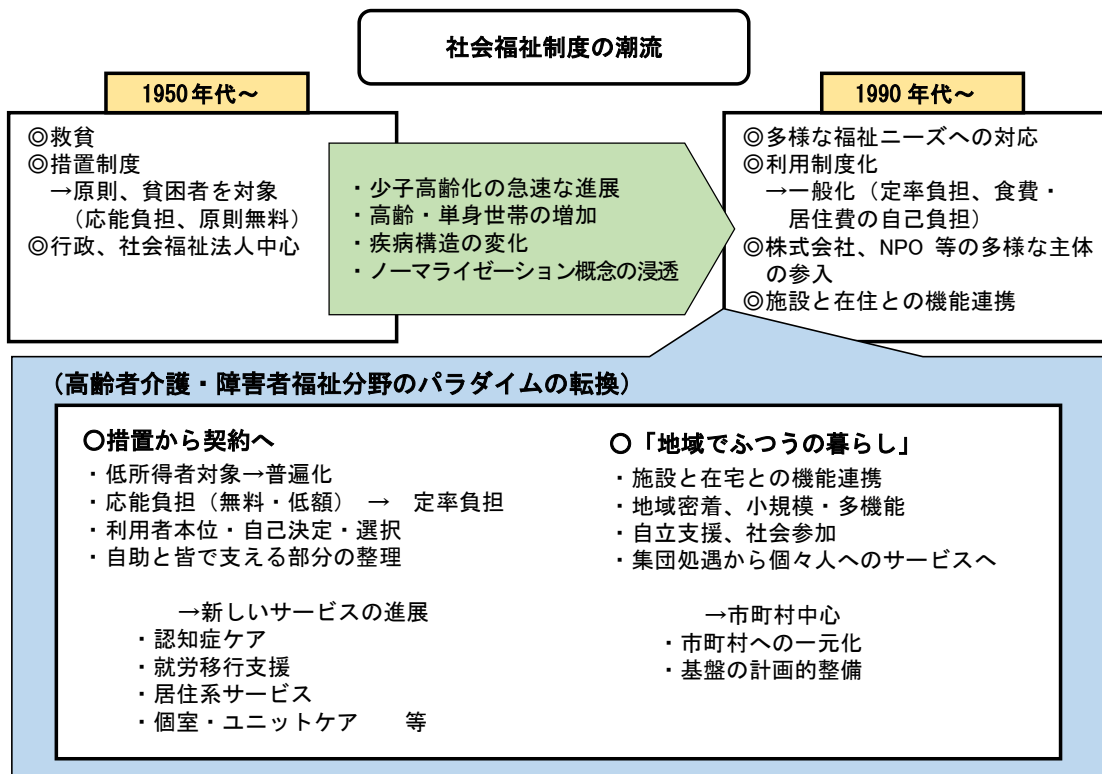
一方、1947年に施行された日本国憲法第89条において、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」（公金支出禁止規定）とされていたため、民間の事業に対して公費を投入することは困難であった。

そこで、民間社会事業の活用を図るため、**強い公的規制の下、助成を受けられる特別な法人格として「社会福祉法人」を創設**するとともに、「措置制度」を採用した。措置制度とは、「社会福祉事業を担う責務と本来的な経営主体を行政（国や地方公共団体等の公的団体）としつつも、事業の実施を民間に委ね、かつ事業の公益性を担保する方策として、行政機関（所轄庁等）がサービスの対象者と内容を決定し、それに従い事業を実施する仕組み」（平成26年7月4日 社会福祉法人の在り方等に関する検討会「社会福祉法人制度の在り方について」より）である。その後、高度経済成長を背景に我が国の社会福祉制度は順次整備されるとともに、社会福祉事業の受け皿である社会福祉法人の数も増加していった。

上記のような措置制度を基礎とする我が国の社会福祉制度は戦後から約半世紀にわたって続いてきたが、産業構造の変化、少子高齢化の急速な進展や核家族化に代表される家族機能の変化、ノーマライゼーション概念の浸透などを受け、**国民の間での社会福祉に対する考え方やニーズが少しずつ変化**し、単に生活困難者だけではなく、**普遍的な国民一般を対象とした社会福祉制度**が求められるようになった。

そのような中、我が国の社会福祉制度は大きな転換点を迎える。1997年の「介護保険法」の成立である（施行は2000年）。介護保険法では、行政がサービスの対象者と内容を定める「措置制度」から、利用者がサービスを選択して自らの意志に基づき利用する「**契約制度**」へ転換した。その後、2000年には**社会福祉基礎構造改革**が実行された。当該改革の一環として社会福祉事業法が全面的に改正され、新たに「**社会福祉法**」が成立したが、その中で社会福祉法人制度の見直しもあわせて行われ、現在に至っている。

【 社会福祉法人制度の変遷 】



(出典：「第1回社会福祉法人の在り方等に関する検討会」資料2)

Ⅲ. 社会福祉法人の所轄庁

社会福祉法人については、都道府県知事又は指定都市、中核市及び一般市の長が所轄庁となる。

県では法で規定する知事の権限に関して、2つ以上の県民局区域で事業を営む社会福祉法人については、本庁所管とし、1つの県民局区域で事業を営む社会福祉法人については、当該県民局の所管としている。

なお、その行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる法人については、以下のとおり厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁となる。

- 各都道府県で活動する社会福祉協議会を統括するものとして設立された全国社会福祉協議会など、全国を単位として事業を行う法人、地域を限定することなく、高齢者、障害者、児童等の福祉について助成事業等を行う法人等は厚生労働大臣。
- 複数の都道府県で施設等を経営する法人は、その法人の本部所在地を管轄する地方厚生局長。

Ⅳ. 社会福祉法人に対する規制と優遇措置

社会福祉法人については、公共性が高いという性格を踏まえ、「**規制**」と「**優遇措置**」の双方の仕組みが設けられている。

1. 社会福祉法人に対する規制

(1) 設立要件

社会福祉法人の役員として、**6名以上の理事**及び**2名以上の監事**が就任しなければならない。理事については、①社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること、②施設経営の実態を反映させるため、1人以上の施設長等が理事として参加すること、③各理事と親族等の特殊の関係のある者が関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならない、などが定められている（審査基準第3-2）。

一方、監事については、①当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできない、②1名は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること、③1名は財務諸表等を監査し得る者であること、④他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならない、などが定められている（法第41条・審査基準第3-3）。

社会福祉法人を設立しようとする者は、目的、名称、社会福祉事業の種類など法で掲げられている事項を定款に定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない（法第 31 条）。

（２）資産要件

社会福祉法人にとって資産は法人の設立要件になっており、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないとされており（法第 25 条）原則として社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている必要がある（審査基準第 2-1）。

また、社会福祉法人の持つ財産のうち、基本財産については、他の資産（運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産）と会計上区分して取り扱うことが求められる（審査基準第 2-2）。さらに、基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には所轄庁の承認を受ける必要がある（審査基準第 2-2）。

（３）残余財産の処分

事業を実施するために供された**財産はその法人の所有となり、持分は認められない**。また、解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に**定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する**（法第 47 条第 1 項）。ただし、上述の方法により処分されない財産については、**国庫に帰属する**（法第 47 条第 2 項）。

（４）収益の使途制限

収益事業からの収益は、社会福祉事業又は一部の公益事業のみに充当する（法第 26 条及び第 57 条）。

（５）所轄庁による一般的監督

所轄庁は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。また、所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令等を発することが出来る（法第 56 条）。

また、社会福祉法人が助成を受けた場合には、上記に加え、助成を行っている国又は地方公共団体による、不適当な予算の変更勧告、措置命令を前置しない役員解職勧告等が適用される（法第 58 条）。

（6）役員等の報酬

役員等の報酬については、平成 12 年 3 月 10 日付で厚生省老人保健福祉局長より「**特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について**」（最終改正：平成 26 年 6 月 30 日）が発出されている。その中で、「施設報酬を主たる財源とする法人**役員及び評議員の報酬**について、その報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみて**あまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある**。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する**役員等の報酬が社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない**。」とされている。

2. 社会福祉法人に対する優遇措置

(1) 税制

国税については、法人税（収益事業以外の所得）、登録免許税（社会福祉事業の用に供する不動産）等については非課税となる。地方税については、道府県民税及び市町村民税（収益事業以外）、事業税（収益事業以外）、固定資産税及び不動産取得税（社会福祉事業の用に供する不動産）については非課税となる。

【 社会福祉法人と一般企業の税制比較表 】

項 目	社 会 福 祉 法 人	一 般 企 業
法 人 税	原則非課税 ・収益事業により生じた所得に限り 19%課税（平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の場合は所得の 800 万円まで 15%）。	課税 ・所得の 25.5%（但し、所得の 800 万円まで 19%（平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の場合は 15%）。資本金が 1 億円以下の場合に限る）。
道府県民税	原則非課税 ・収益事業を行う場合 均 等 割：2 万円 法人税割：法人税の 5% （但し、収益の 90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。）	課税 均 等 割：2～80 万円 法人税割：法人税の 5%
市町村民税	原則非課税 ・収益事業を行う場合 均 等 割：5 万円 法人税割：法人税の 12.3% （但し、収益の 90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。）	課税 均 等 割：5～300 万円 法人税割：法人税の 12.3%
事 業 税	原則非課税 ・収益事業により生じた所得に限り課税 所得のうち、 400 万円以下 : 5% 400 万円超 800 万円以下 : 7.3% 800 万円超 : 9.6%	課税 ・所得のうち、 400 万円以下 : 5% 400 万円超 800 万円以下 : 7.3% 800 万円超 : 9.6%
固定資産税	・社会福祉事業の用に供する固定資産については 原則非課税	課税 税率 1.4%
消 費 税	課税 ・税率 8.0%（消費税率：6.3%、地方消費税率：1.7%） ・課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の場合には、その課税期間の納税義務が免除 ・補助金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等に係る税額は、仕入税額控除の対象から除外	課税 ・税率 8.0%（消費税率：6.3%、地方消費税率：1.7%） ・課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の場合には、その課税期間の納税義務が免除

（主に「第 1 回社会福祉法人の在り方等に関する検討会」資料 2 に記載されている図を包括外部監査人が加工して作成）

(2) 施設整備等補助

社会福祉法人等が以下の施設を整備する場合、原則として国がその整備費の2分の1につき補助し、都道府県（指定都市・中核市を含む）が整備費の4分の1につき補助を行う。

【社会福祉施設設備補助金対象施設】

施設種類	根 拠
保護施設	生活保護法第38条に基づく救護施設等
児童福祉施設	児童福祉法第7条に基づく障害児入所施設等
障害者施設	障害者総合支援法第5条に基づく障害福祉サービス事業、施設入所支援、共同生活援助を行う施設
その他の施設	社会福祉法第2条第2項に基づく社会福祉事業授産施設等

（厚生労働省のHPで掲載されている情報を包括外部監査人が加工して作成）

また、**保育所**の新設、増改築及び地域の余裕スペースを活用した分園設置や、保育所の認定こども園移行のための施設整備にかかる経費については、各都道府県に設置された「**安心こども基金**」等を財源とした補助等が行われている。

一方、**介護関係施設**（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所施設、ケアハウス、養護老人ホーム）については、従前は上記の表と同様の取扱いであったが、介護保険制度改革や三位一体改革の中で見直しが図られ、**現在は、県の一般財源を用いた補助や平成21年度第1次補正予算等を原資として各都道府県に設置された「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を財源とした補助等**が行われている。

また、社会福祉施設を整備するにあたっては、国や地方公共団体による助成が行われるが、設置者である社会福祉法人等には一定の自己負担が必要であり、これに対して**独立行政法人福祉医療機構が融資**を行っている。

【介護関係施設整備に係る財源の変遷】

整備区分		～平成16年	平成17年	平成18年～
広域型施設	特別養護老人ホーム	補助基準額内で国が1/2、県が1/4の補助を行い、事業者が1/4を負担する。	国による補助金から交付金（都道府県交付金）へ移行し、県は県負担額を上乗せして事業者へ支給する（県の負担割合等は前年度と同じ）。	三位一体改革により一般財源化したことで、国庫補助が事実上廃止され、県による単独補助（270万円/床等）となる。 ^{（注）}
	介護老人保健施設	国が1施設25,000千円の補助（県経由）を行う。		
	短期入所施設	補助基準額内で国が1/2、県が1/4の補助を行い、事業者が1/4を負担する。		
	ケアハウス			
	養護老人ホーム			

（県より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成）

（注）現在は、一般財源を用いた補助に加えて、平成21年度第1次補正予算等を原資として設置された「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を財源とした補助等が行われている。

【 県の施設種類別整備費等補助一覧 】

補助主体 (財源等)	施設種別	補 助 額	備 考	
県 (一般)	特別養護老人ホーム	270 万円/床	〈ユニット型〉創設、改築、増築	
	併設ショート	135 万円/床		
	養護老人ホーム	270 万円/床	改築	
	ケアハウス(特定のみ)	270 万円/床	創設、改築、増築	
	介護老人保健施設	2,500 万円/施設	創設、改築	
県 (国 10:県 5:医療保険 者 12)	医療療養病床転換	100 万円/床	創設	
		120 万円/床	改築	
		50 万円/床	増築	
県 (基金 ^(注))	地域密着型サービス	小規模(29名以下)特養	400 万円/床	
		小規模(")ケアハウス		
		認知症高齢者グループホーム	3,000 万円/施設	
		小規模多機能型居宅介護	3,000 万円/施設	事業の普及・利用促進に要する費用補助(300万円/施設)あり
		認知症対応型デイ	1,000 万円/施設	
		夜間対応型訪問介護	500 万円/施設	※ 通信機器の購入費用等補助(3,000万円/施設)あり ※ 事業の普及・利用促進に要する費用補助(300万円/施設)あり
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	500 万円/施設	
		複合型サービス	2,000 万円/施設	
	特養のユニット化改修	100 万円/床 ※1 200 万円/床 ※2	※1 個室改修 ※2 多床室改修	
	小規模(29名以下)老健	5,000 万円/施設		
	介護予防拠点	750 万円/施設		
	地域包括支援センター	100 万円/施設		
	生活支援ハウス(離島等のみ)	3,000 万円/施設		
市町村 交付金	介護療養病床転換	170 万円/床	創設	
		210 万円/床	改築	
		85 万円/床	増築	

● 施設開設準備経費助成特別対策事業

県 (基金 ^(注))	特別養護老人ホーム ※1	61.8 万円/床	※1 小規模施設(29名以下)含む ※2 宿泊定員数(9名)×61.8万円
	介護老人保健施設 ※1		
	ケアハウス(特定施設) ※1		
	養護老人ホーム グループホーム		
	小規模多機能型居宅介護 ※2		

(県より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成)

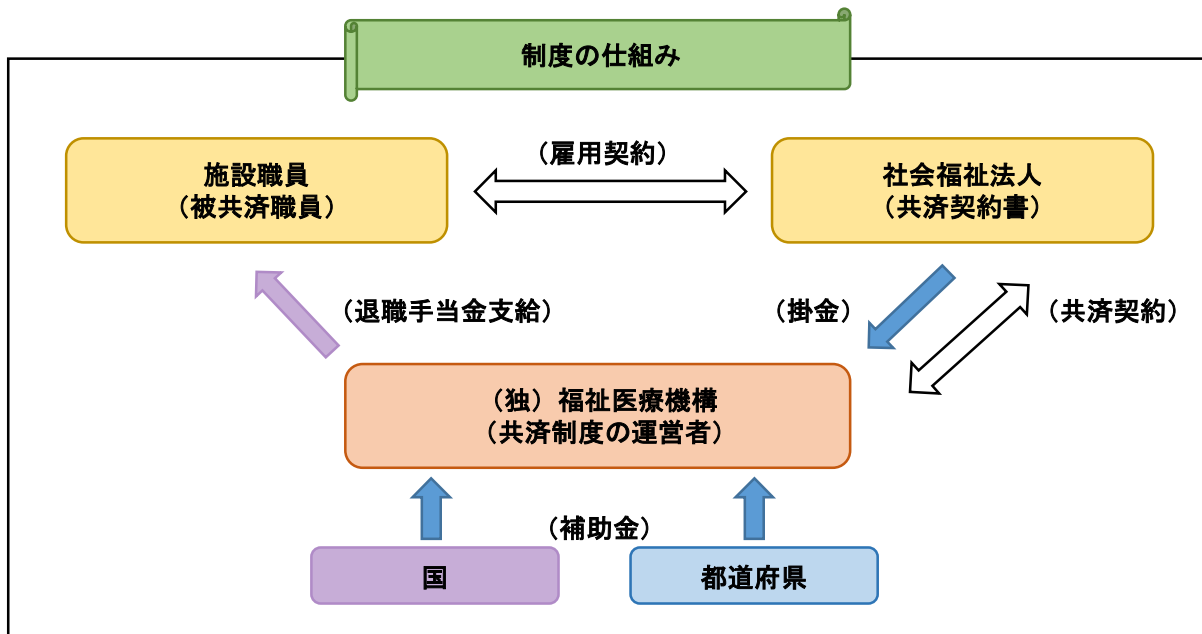
(注) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金

(3) 退職手当共済制度

社会福祉法人が経営する社会福祉施設の職員等を対象とした「**退職手当共済制度**」が設けられており、「社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)」により独立行政法人福祉医療機構が実施主体となり運営している。この制度は、社会福祉法人に対し、共済契約の締結を強制しておらず、任意の制度である。また、都道府県社会福祉協議会の退職金制度も存在する。

<社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要>

- 実施主体：独立行政法人福祉医療機構
- 対象職員：社会福祉法人が経営する
 - ① 社会福祉施設等の職員
 - ② 特別養護老人ホーム等の特定介護保険施設等の職員
 - ③ 介護老人保健施設等の申出施設等の職員
- 支給財源：支給財源は以下のとおりである。
 - ① 社会福祉施設等の職員
共済契約者（施設経営者）、国、都道府県が各々1/3ずつ負担
 - ② 特定介護保険施設等の職員
共済契約者の掛金
 - ③ 申出施設等の職員
共済契約者の掛金
- 被共済職員数：783,846人（平成26年4月1日現在）
- 退職手当金支給者数：71,286人（平成25年度実績）
- 退職手当金支給平均：1,321,725円（平成25年度実績）



(出典：「第9回社会保障審議会福祉部会」資料)